

浦幌町店舗等リフォーム補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、町内に事業所又は営業所を置く中小企業者が所有又は賃貸する店舗及び事務所（以下「店舗等」という。）を町内建設業者によりリフォームを行った場合、予算の範囲内において工事に要する費用の一部を補助することにより、定住人口の確保並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条により定義された者をいう。
- (2) 店舗等 町内において専ら商品販売又はサービス提供の用に供する部分又は事務所の用に供する部分（以下「店舗又は事務所部分」）を有する建物（店舗又は事務所部分とそれ以外の部分が一体となっている建物の場合は、当該建物の店舗及び事務所部分のみとする。）をいう。
- (3) リフォーム工事 次に掲げる工事をいう。
 - ア 増築工事 既存の店舗等部分に加えて、新たに店舗等部分を建築し、店舗等部分の面積を増やす工事又は店舗等部分以外の部分を店舗等部分に変更、店舗等部分の面積を増やす工事
 - イ 改築工事 既存の店舗等部分の一部を取り壊し、当該店舗等部分が存した場所に店舗等を改めて建築する工事
 - ウ 修繕工事 店舗等の安全性、耐久性及び居住性を高める工事で、次に掲げる工事
 - (ア) 基礎、土台、柱、筋交い等の修繕又は補強工事
 - (イ) 外壁、屋根、内壁、天井等の修繕工事
 - (ウ) 塗装工事
 - (エ) 店舗等のかさ上げ工事又は床を高くする工事
 - (オ) 給排水、衛生、換気、暖房、避難、防火、電気等の設備工事
 - (カ) 外壁、屋根等の防火性能を高める工事
 - (キ) 間取りの変更等の模様替えを行う工事
 - (ク) 開口部等を設ける工事
 - (ケ) 台所、浴室又は便所を改良する工事
 - (コ) 建具の取替え等の工事
 - (サ) 壁紙の貼り替え工事
 - (シ) 断熱、気密改修又は遮音工事
 - (ス) その他町長が必要と認める工事

- (4) 町内建設業者 浦幌町住宅リフォーム補助金交付要綱（平成23年告示第49号。以下「住宅リフォーム補助金」という。）第2条第3号に規定する者をいう。

(補助の対象店舗等)

第3条 補助の対象となる店舗等は、浦幌町内の店舗等とする。ただし、リフォーム工事

により新たに店舗等として使用する場合は補助の対象店舗等とする。

- 2 構造上及び利用上において、複数の店舗等部分を有することができる建物について、所有者が異なる場合は、それぞれを補助の対象店舗等とする。

(補助の対象工事)

第4条 補助の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金交付決定前に着手していないリフォーム工事
- (2) 町内建設業者が行うリフォーム工事
- (3) リフォーム工事に要する費用（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）が50万円以上のもの。ただし、次に掲げる費用を除く。
 - ア 店舗等と店舗等以外の部分を併せてリフォーム工事を行う場合は、その店舗等以外の部分に要した費用
 - イ 浦幌町太陽光発電システム導入補助金交付要綱（平成22年浦幌町告示第20号）に基づく補助金を受ける場合は、その発電システム設置に要した費用
 - ウ 浦幌町木質ペレットストーブ導入支援事業補助金交付要綱（平成22年浦幌町告示第21号）に基づく補助金を受ける場合は、そのペレットストーブ本体の購入に要した費用
 - エ 前各号に掲げるもののほか、国、北海道、又は浦幌町その他団体から補助金等（住宅版エコポイント制度によるポイントは除く。）の交付を受けてリフォーム工事をした場合は、その工事に要した費用
- (4) 当該年度の3月末日までに店舗等リフォーム補助工事完了届を提出できること。

(補助交付対象者)

第5条 補助を受ける事ができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 浦幌町内に事業所又は営業所を置く中小企業者
- (2) 次のいずれかに該当する者
 - ア リフォーム工事を行う店舗等の所有者であり、かつ、当該店舗等において商売（事務を行っている場所を含む。以下同じ。）を行っている者
 - イ リフォーム工事を行う店舗等の所有者以外で、当該店舗等で現に商売を行っている者であり、かつ、当該店舗等の所有者から店舗等の使用及びリフォーム工事実施に係る承諾を受けた者
- (3) リフォーム工事を行う者が町税、その他町に対する債務の履行を遅滞していないこと。

- 2 補助金の交付は、同一人について1回限りとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、リフォーム工事に要する費用の20パーセント（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、その限度額を1棟につき100万円とする。

- 2 補助金の額の20パーセント（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）は、協同組合ハマナス商店会が発行するハマナス商品券で交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浦幌町店舗等リフォーム補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 工事を行おうとする店舗等の所有者が明らかとなる書類
- (2) 前号における権利者が複数の場合、リフォーム工事施工同意書（様式第2号）
- (3) 同意書（様式第3号）
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 工事見積書の写し（対象工事と他の工事を分離したもの）
- (6) 付近見取図、工事箇所の図面及び写真（施工前の状況を撮影したもの）
- (7) 申請者がリフォーム工事を行う店舗等の所有者以外の場合、店舗等の使用及びリフォーム工事に係る承諾書（様式第4号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 町長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、浦幌町店舗等リフォーム補助金交付決定（却下）通知書（様式第5号）を申請者に通知するものとする。

(着手の届出)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、工事に着手したときは、浦幌町店舗等リフォーム補助事業工事着手届（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

(内容の変更等)

第10条 交付決定者が、前条の交付決定内容の変更等を行う場合は、あらかじめ浦幌町店舗等リフォーム補助金交付事業変更（廃止）申請書（様式第7号）に変更等の内容が確認できる書類を添えて町長に提出し、浦幌町店舗等リフォーム補助金交付事業変更（廃止）承認（不承認）通知書（様式第8号）により承認等を受けなければならない。ただし、軽微（補助対象工事費の10パーセント未満）な変更については、この限りではない。

(完了の届出)

第11条 交付決定者は、リフォーム工事が完了したときは、速やかに浦幌町店舗等リフォーム補助事業工事完了届（様式第9号）に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム工事に係る工事代金の請求明細書及び領収書の写し
- (2) 施工中及び施工後の状況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による書類の提出を受けた場合において、当該補助事業の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査及び実地検査し、適合すると認めるときは、浦幌町店舗等リフォーム補助金確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による交付額の確定を受けたものは、浦幌町店舗等リフォーム補助金請求書（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認め、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、交付決定者へ浦幌町店舗等リフォーム補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により通知するものとする。

- （1） 補助金の交付の決定の内容に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付金の交付を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第16条 町長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、浦幌町店舗等リフォーム補助金返還命令書（様式第13号）により補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（告示の失効）

2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、当該期日までに補助金の交付請求をした者については、この限りでない。

（告示の失効に伴う経過措置）

3 第16条及び第17条の規定については、この告示が失効後もなお、その効力を有するものとする。